子どもの読書活動推進をはかるために

都立図書館は何をすべきか

(提 言 1)

平成15年3月

第21期 東京都立図書館協議会

目 次

Т	ı+ 1	いみ	i — 1
Ι	ᇈ	じめ	_

- 1 子どもの読書活動推進をとりまく状況について 1
- (1) 80年代の読書離れと現在の読書離れ 1
- (2) 子どもの読書活動推進をめぐる動き 1
- (3) 本提言がめざすもの 2
- 2 検討の視点 2
- Ⅱ 読書活動の意義と環境 4
- 1 読書活動の意義 4

(2)	「読書」の概念を広くと	こらえる 5	
2 読	書環境の整備 5		
Ⅲ 都∃	立図書館は何をなすべきか	٠ 7	
1 子。	どもの読書活動の拠点とし	しての役割7	
(1)	研究センター機能	7	
(2)	資料センター機能	9	
(3)	サービスセンター機能	11	
2 都[内図書館の振興と援助	12	
(1)	人材育成 12		
(2)	広報啓発事業の拡充	13	
3 関係	系団体との連携協力事業	14	
(1)	学校・学校図書館への直	直接的支援14	
(2)	区市町村立図書館を通し	ノての学校・学校図書館支援	15
(3)	他機関・諸団体との連携	售協力事業15	

(1) 「ことば」の獲得において読書がはたす役割 4

[参考資料]

提言「子どもの読書活動推進のために都立図書館は何をすべきか」における連携協力関連図

審議経過

委員名簿

- I はじめに
- 1 子どもの読書活動推進をとりまく状況について
 - (1) 80年代の読書離れと現在の読書離れ

子ども(おおむね18歳以下の者をここでは指す)の「読書離れ」を指摘する声は、すでに1980年代に見受けられる。当時指摘された「読書離れ」は、ビデオやテレビゲームに代表されるメディアの多様化により、知識を伝達する手段としての、また、教養・娯楽のメディアとしての「本」そのものの価値と意義が相対的に低下したことを意味している。そして、その結果として、読書という行為が、子どもたちの意識から遠ざけられるという事態が生じた。

今日、改めて「読書離れ」が深刻なものとされている。それは、子どもの「読む」という活動、すなわち、文字として記録された知識や感性の発露を的確に受け止めていく行為が、十分に進められなくなったことを意味している。言い換えれば、情報を的確に処理し、新たな知的生産活動や創造・開発活動に結び付ける能力そのものが低下してきていることに他ならない。1990年代以降関心が高まった、教育における「生きる力」の育成は、こうした諸状況を鋭敏に反映したものである。また、高等教育における学生の「学力低下」の原因とも言えるものである。さらに、「読書離れ」と凶悪犯罪の低年齢化とに関係が

あると主張する著書も現れている★注)1。読書は基本的には個人の行為ではあるが、社会問題との関係においてとらえることもできる重要な活動であり、現在、読書のもたらす効用に対する社会的関心は極めて高い。

もとより、読書は知的行為の代表であり、この行為を通して得られる成果については、ここで改めて述べるまでもないほど、広く認識されている。とりわけ、子どもにとって、豊かな感性を養うとともに、幅広い「知」の世界に目を開くために、読書は重要な活動と認識されている。洞察力を高め、論理的思考を磨くために、読書に優る活動はない。また、読書を通して「ことば」を獲得すること、すなわち、適切な場で適切な表現ができる能力を身に付けることは、複雑な様相を呈している現代社会のコミュニケーション環境のもとでは、自律した社会生活を個人がおくる上で、欠くことができないものと考えられる。こうした数々の効用を考えるならば、子どもの成長(発達)段階に応じて適切な読書環境を整えることは、「心の時代」とも呼ばれる21世紀において、私たちの社会における最重要課題の一つと位置づけることができよう。

(2) 子どもの読書活動推進をめぐる動き

こうした状況のもと、平成12(2000)年に国立国会図書館支部国際子ども図書館が開館(全面開館は、平成14(2002)年)し、同年が「子ども読書年」に定められた。また、平成13(2001)年には、「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年12月12日法律第154号)が公布・施行された。この法律では、国と地方公共団体は、子どもの読書活動を推進するための計画を策定することとされており、国は、平成14(2002)年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を明らかにし、今後5年間にわたる施策の方向を明示した。施策をさらに具体化するための計画作りは、地方公共団体に委ねられることになる。東京都は、本提言と並行して「東京都子ども読書活動推進計画」について、平成14年度末の策定をめざし、審議を重ねている。

(3) 本提言がめざすもの

東京都立図書館協議会(21期)は、子どもの読書活動にかかわる課題を整理した上で、子どもの読書活動を推進するために、都立図書館が果たすべき役割と実施すべき活動について検討を行なった。この提言は、標題に示すように、都立図書館が子どもの読書活動の推進に果たすべき役割とはたらきについて、具体的に示すものである。ただし、こうした活動は、都立図書館だけでなされるものではなく、当然のことながら、東京都の「推進計画」のもとに進められることを前提とし、そして、関係諸機関との連携協力活動のもとで展開されるべきものである。

しかし、一方で、都立図書館は、「本」というメディアを基盤に据えた活動を長年にわたり展開し、専門的技能を蓄積し、高い能力を有する職員を擁してきたことに対する自負を持つべきである。この自負は、東京都における子どもの読書活動の推進にあたっては、都立図書館が東京都全体の計画の重要な一翼を担うことができるという自信と誇りを持つことを意味する。また、そうした力があるが故に、都立図書館は子どもの読書活動の推進に対して、真っ先に取り組むべき責任があるという自覚を持たなくてはならない。こうした自信や誇り、責任に対する自覚を、都立図書館のすべての職員が持つべきものである。

2 検討の視点

本提言に先立ち、東京都立図書館協議会(第19期)は、「児童・青少年に対して図書館は何ができるか? --社会問題と図書館の関わり方」を提言しており、これに基づく実践が、すでに開始されている。この提言は、現代社会が抱えている児童青少年問題に積極的に図書館が関わっていくことをテーマとし、その方向性や事業のあり方を、次のように設定している。

(1)区市町村立図書館との連携のもとに、都民全体に図書館サービスを提供する。

- (2) 青少年に対する図書館サービスの全都的な調整活動を通じて、都内の 図書館サービスの全体的な水準向上を図る。
- (3) 青少年に対する図書館サービスの現状について、関係機関や都民全体に情報提供し、その意義をアピールし、広く社会的理解を求める。

本提言では、こうした機能をさらに発展させることを目指している。上記提言において強調されている図書館固有の視点、すなわち、児童青少年サービス、あるいは、児童図書、青少年向け資料といった視点を、さらに広い社会的な文脈のもとで、伸展させようとするものである。とりわけ、行為としての読書を重視し、都立図書館の機能と役割を具体的に提示することを目指した。

図書館のサービス対象を意識すれば、「児童青少年サービス」を想定できる。また、読書資料に目を向ければ、児童図書や青少年向け資料という資料の種別を思い浮かべることにつながる。これらは、子どもの読書活動を考える上での重要な要素ではあるが、本提言では、これらの要素を基盤にしながらも、さらに一歩踏み込んで、子どもの読書活動そのものに焦点を合わせている。「行為としての読書」を検討の視点に据えて、都立図書館の活動を改めて整理しているのである。こうした視点を設定することによって、図書館という固有の世界だけではなく、広く教育・福祉・産業界にも通用する議論が可能になる。また、広く社会に対して、子どもの読書活動推進における都立図書館の意義について訴えていくことができると考える。

- Ⅱ 読書活動の意義と環境
- 1 読書活動の意義

子どもの成長にとって、読書はかけがえのないものと考えられている。それはなぜであろうか。この疑問に答えることは極めて難しいが、一般的には、知的な成長をもたらすだけではなく、豊かな表現力を身に付けることができ、それによって、コミュニケーションを円滑にし、他の人との信頼関係を築く基礎が形成できると考えられているからである。また、短期的には、生活における楽しみとなるとともに、長期的には、人生における精神的なよりどころにもなり、生涯の「糧」となると信じられているからである。

こうした従来から指摘されてきた読書の意義は、現代においても、減じられるどころか、ますます重要になっている。しかし、現代社会の様相を踏まえた場合、これまで以上に関連する状況を広く視野に収め、読書活動の意義に関する認識を広げておくことが肝要である。とりわけ、次の二つの側面において、読書活動の意義を強調することが必要である。

(1) 「ことば」の獲得において読書がはたす役割

子どもが「ことば」を獲得していく成長のプロセスと読書の関係を十分に考慮しなければならない。読書という行為は、「読む」主体がいてこそ成り立つものであり、書きことばを操る作業であると一般的に理解されている。しかし、それ以前に、「話しことば」があることを忘れてはならない。すなわち、子どもに対しての「語りかけ」が、ことばの獲得にとっては重要なのである。これは、従来図書館が行ってきた子どもに対する「読み聞かせ」や「ストーリーテリング」★注)2といった図書館サービスが重要であることを意味するだけにとどまらない。赤ちゃんは、大人に語りかけられたり子守歌を聞いたりする中で、ことばに意味があることを知る。ことばは、まず、親から子へ、地域(周囲)のおとなから子どもに対して伝えられるものである。「貧しい」ことばばかりを耳にして育った子どもが、豊かな表現力を後に身に付けるためには、多大な努力を強いられることになる。子どもが無理なくことばを獲得できるか、豊かなことばを獲得できるかは、大人のことばの豊かさ、読書の豊かさによるところが大きいのである。したがって、子どもの読書は、本来的には、それ以前の世代もしくは周囲の人々の読書の問題である。

(2) 「読書」の概念を広くとらえる

「読書」という概念をできる限り広くとらえなくてはならない。とりわけ、 二つの点を強調する必要がある。一つは、読書の本質を、記録され、蓄積され ている知識や著者の思想を「読みとること」、あるいは、「解釈すること」と とらえることである。それゆえ、「行為としての読書」とは、「本」を読む行 為ばかりではない。多種多様なメディア、ビデオ、CDやインターネットに記 録され、伝達されようとしている情報の内容や意味を的確に受け止める行為も、 読書の延長線上に位置づけて理解することができる。

もう一つは、教養・娯楽のために「本」を読み通すこと、「通読としての読書」だけではなく、「本」その他のメディアに記録されている様々な情報や知識を、調べて確認すること、すなわち、「参照する」ということをも読書の一部として位置づけることである。「読解力」と言った場合、読み通す力とともに、情報や知識を的確に読みとる力のことを意味するが、これは、参照としての読書に支えられている。参照という行為は、子どもの生活においても、数々の場面で登場する。学校での学習においてはもちろん、趣味の世界でも、何か知りたいことが生じれば、辞書や事典で調べたり、インターネットで情報を求めたりする。文化系クラブはもとより、スポーツ系クラブでも、関連知識を得るために、「本」を読む。例えば、競技のルールを知るためにルールブックを確認することは、その好例と言えよう。「参照」という行為は、「調査」や「検索」と同義になり、学習活動の重要な一部である。

このように、「通読する」とともに「参照する」という行為を読書と考えることによって、「情報を活用する能力を養う」という、現代教育において求められている課題を達成することも可能になる。

2 読書環境の整備

前述したような意義が読書活動にあるとすれば、読書は、「すべて」の子どもにとって、かけがえのないものであるということになる。この場合、「すべて」とは、二つの意味合いで考えることになる。

一つは、対象となる子どもがおかれている環境・状況に、読書活動が左右されてはならないという意味である。東京に住む子どもは、どこに住んでいようとも、どんな年齢であろうとも、何らかの障害があろうとも、母語が日本語であろうとなかろうとも、いつでも読書活動ができる環境になければならない。

もう一つは、対象となる子どもの「好み」に応じた読書の形態や利用メディアに配慮するという意味である。すなわち、すでに「本」が好きな子どもばかりではなく、「本」以外のメディアを好む子どもをも尊重していかなくてはならない。「本」の良さを伝え、物語を楽しむことを推奨する一方で、インターネットに代表される情報メディアを使って、新たな知識を学んで吸収しようとすることをも促進しなくてはならない。メディアの特性を活かした読書活動ができる機会を用意するべきである。そうしてこそ、読書の魅力を十分に味わい、「知的興奮を享受する」あるいは「知識を読み取る悦びを味わう」という意味での読書の楽しみを、すべての子どもが得られることになる。

しかし、こうした子どもたちへの働きかけは、強制されるものであってはならない。子ども自身が、自らの意志で進めていけるよう導き、その営みを支えていくことが必要である。読書を行う子どもの活動は、大人に理解され、見守られ、励まされなくてはならない。さらに、必要に応じて、的確なアドバイスが受けられるような体制を整えなくてはならない。

このような環境を整備していくために、関係機関や保護者、教育関係者等だけでなく、子どもの読書活動を広く都民の参加によって支えるべきである。例えば、「読み聞かせ」や「ストーリーテリング」、あるいは、「読書アドバイス」などは、都民との協同のもとに行われることが考えられる。そのために、都民へのはたらきかけ、市民参加の条件づくり等も視野に収め、子どもの読書環境を整備していくことが必要である。

上述したような読書環境を整備するために、都立図書館は読書資料と読書支援の専門的機関として機能し、様々な独自の計画によって、子どもの読書を推進するためのサービスを、従前にも増して充実させなくてはならない。また、区市町村立図書館の実践を積極的に振興するとともに、学校、民間団体、事業者等子どもの読書にかかわる団体と連携協力し、子どもの読書活動の推進拠点にならなくてはならない。

そこで、まず、都立図書館が実践すべき活動として、研究センター、資料センター、サービスセンター機能を柱とする「子どもの読書活動の拠点としての役割」を示す。これは、読書に関する研究活動を基盤に据えて、実践活動を組み立てることによって、都立図書館が読書活動の拠点となるという確信に基づいている。次に、「都内図書館の振興と援助」として、人材育成ならびに広報啓発事業について述べる。さらに、他機関・諸団体との連携協力事業のあり方について触れる。

- 1 子どもの読書活動の拠点としての役割
- (1) 研究センター機能

ア 読書研究センターの意義

図書館サービスは、資料、人的活動、施設・設備の3点に整理することができる。子どもに対する図書館サービスも同様である。子ども向け資料には、「絵本」「紙芝居」をはじめとする特徴的なものが含まれており、内容及び形態において他の資料とは異なる独自性が認められる。また、「読み聞かせ」「ストーリーテリング」「ブックトーク」★注)3といった人的活動が重要であることは、広く認識されている。さらに、独特の空間整備が求められ、図書館家具を用意する場合においても、一般向けとは異なる配慮が必要となる。

こうした視点に基づく研究は、これまで児童サービスの実績をあげてきた図書館関係者やいくつかの研究団体によって進められており、日本における公立図書館の発展期とされる1980年代以降、厚みのある議論が二十数年にわたり形成され、今日に至っている。上述した三つの視点に対応した、読書資料、読書誘発活動、読書施設に対する検討は、これまでも数々の成果を生み出していると言えよう。

今日、国立国会図書館支部国際子ども図書館は、読書をも含んだ児童・青少年サービスの拠点になることが期待されている。とりわけ、上記視点の中の読書資料を基盤にした活動は、今後多岐に亘って展開されるものと予想される。このことは、英文名称のInternational Library for Children's Literatureからも、十分に受け止めることができる。すなわち、同図書館の基本はあくまで「児童資料(children's literature)」にあり、それを出発点として、二次的に諸活動を研究していこうとするものと言えよう。

国際子ども図書館で、資料の面で国際的な見地から子ども読書についての研究が進められる一方、都立図書館では、児童青少年サービスへの取り組みにおいて、これまでの資料提供という視点に加え、子どもの読書活動を支える図書館サービスという視点から、読書について研究を進める必要がある。

本提言では、読書という行為を柱にして、子どもに対する図書館サービスを 組み立てていくことを推奨しているが、これは、これまで図書館界で主体的に 取り組まれて来なかった新たなアプローチとして、極めて有効であると判断す る。

読書に対する研究は、図書館情報学だけではなく、教育学、心理学、保育学などといった諸領域と複合して行うべきものである。図書館もサービスの実践だけでなく、研究機能を持つことが重要である。これらの成果をもとに読書活動の基盤を固め、図書館サービスの理論を組み立てて、図書館活動の実践を支えていかなくてはならない。言い換えるならば、都内の読書活動の実態を調査し、その実状を分析した上で、さらなる推進方策を提案してフィードバックしたり、広報啓発活動に活かしたりしなくてはならない。

都立図書館が「読書」に取り組もうとするならば、何よりもまず、読書研究 センター機能を持つ部門を設置し、研究成果を高めて行かなくてはならない。

イ 読書研究センターの活動

読書研究センターが行うべき研究活動は、理論的・理念的な研究を基盤にした上で、実証的・応用的な研究を展開することが主眼になる。例えば、「子どもを読書に誘う効果的な方法」に関する仮説を提示したり、「子どもの目を引きつける本の姿」を提唱し、区市町村立図書館の協力のもとに実証実験を行うといった実際的な研究を進めていく必要がある。こうした研究は、区市町村立図書館が、日常のサービスの中で試行錯誤的に検討するわけにはいかない種類のものであり、図書館サービスの経験を蓄積しただけでは、説得力のある主張を導き出すことは到底できない性質のものであると考えられる。それゆえに、これは、都立図書館における読書研究センターが担うべきものである。

また、読書活動に関する実態調査を行い、各種の事例を収集することも重要である。本というメディアに限定した場合でも、「よく読む子」と「ほんど読まない子」があることは、よく知られている。こうした違いが何によるものであるのか、家庭あるいは地域の状況を確認するとともに、必要に応じて、個別の子どもに密着した調査を行なって明らかにしていかなくてはならない。

こうした研究は、「報告書」あるいは「研究論文」にまとめられるだけでなく、図書館の実践活動に資する直接的な貢献をもたらすものでなくてはならない。読書を推進させるノウハウを確立したり、具体的な読書推進資料や促進メディアを作成・製作したりすることを目指すべきである。また、調査結果についても、情報提供を行なっていかなくてはならない。

まとめとして、読書研究センターの活動は、以下のように整理することができる。特に、今のところ実践活動が必ずしも活発ではないことから、活動の具体化にあたっては、ここに示した順序とすることが有効と考えられる。

(ア) 実態調査の実施

(イ) 実践事例の収集

- (ウ)情報提供・発信
- (エ) 実証的・応用的研究の遂行
- (オ) 理論的・理念的研究の実施
- (2) 資料センター機能

ア 多様な資料の収集と提供

都立図書館は、子どもの読書のための多様な資料を収集し、利用者に直接あるいは、区市町村立図書館を介して、提供して行かなくてはならない。ここで、「多様な」とは、下記の二つの意味合いを持つ。

- (ア) 利用対象に応じた多様性
- (イ) 用途に応じた多様性
- (ア)は、様々な利用対象を想定することを前提としている。すなわち、「子ども」を一義的に扱うのではなく、その置かれた環境や属性に応じた資料の収集と提供が求められる。例えば、障害を持つ子ども、あるいは、母語が日本語ではない子どものための資料は特に配慮が必要である。また、東京都の島しょ部や山間部における地理的要因がもたらす読書環境の差に目を向ける必要がある。さらに、近年、教育に関係する社会問題ともされる「不登校」や「引きこもり」の子どもへの対策ともなるようにしていかなくてはならない。都立図書館は、研究センターにおける成果を適用しながら、利用対象の特性に応じた読書資料をコレクションとして整備することが求められるのである。
- (イ)は、子どもがどのような目的のもとに、読書を行うかを幅広くとらえていくことを意味している。「通読としての読書」ばかりではなく、「参照と

しての読書」にも留意すべきであることは、すでに述べた通りである。一般に、子どもの読書資料というと、文学作品にまず目が向きがちであるが、教養・娯楽のための読書ばかりではなく、多種多様な目的のもとに読書があることを強く意識して、資料を整備することが重要である。すなわち、様々な調査に対応できるよう、いわゆる「レファレンス資料」★注)4 を収集したり、子どもの日常生活に役立つ情報源を整えていかなくてはならない。学校週五日制や総合的な学習の時間といった、学校教育の変化に確実に対応できるよう、通読するための読書資料にとどまらないよう、読書資料のとらえ直しを行い、基本的なコレクションを整備することは重要である。

都立図書館では「通読としての読書」及び「参照としての読書」に資する児童青少年用の読書資料を幅広く収集し、利用者に提供するだけでなく、区市町村立図書館、学校図書館の資料選択の参考となるような展示を行うなど、資料センターとしての役割を担うことが必要である。

イ 資料の製作と発信

上記の資料収集と提供は、既存の出版物や市販メディアを想定してのものである。しかし、そうしたものにだけ頼っていたのでは、様々な特性を持つ子どもの読書を十二分に支えていくことはできない。とりわけ、障害を持つ子どもに対しては、様々な配慮を行い、資料の製作を積極的に行い、情報を発信していかなくてはならない。例えば、「点字資料」や「大活字資料」、「朗読資料」、★注)5「布の絵本」★注)6といったメディアを製作することも、資料センター機能において実践していかなくてはならない。また、著作権に対する配慮を十分に行いながら、資料のデジタル化を進め、ネットワーク上で資料や情報を積極的に発信していくことも重要である。さらに、今後の研究を待たなくてはならない面は多々あるものの、不登校や引きこもりの子どもに対するインターネットを介した「遠隔支援」をも意識しておく必要がある。

(3) サービスセンター機能

ア 技術的蓄積を活かした高度なサービスの実施

本提言で対象とする「読書」は、メディアに記録(発信)されている情報を 読み取る行為をも含む。インターネットの利用が低年齢層にまで浸透しつつあ る今日では、ネットワーク上の情報源の活用も読書の延長線上に位置付られる。 そして、その効果的な利用上の支援を行うことが、図書館の果たす役割にもな る。しかし、利用環境の整備とはうらはらに、効果的な利用方法の普及や、活 用上のモラルの育成などは、取り組みとしてやや立ち後れた状態になっている。 また、インターネット上の情報と印刷メディアで提供されている情報とを使い 分ける技能の養成が必要である。インターネットがもたらすこのような状況に 対して、主体的な働きかけを図書館は行なっていかなければならない。

情報源の利用に関する知識や技術は、図書館においては「レファレンス情報源」の利用にかかわる技能の一環として扱われるものであり、これを土台にした利用者教育は、都立図書館には実績がある。子どもに対しても情報活用の技能を伝達するためのサービスを開始することは、有意義である。とりわけ、「総合的な学習の時間」や教科「情報」の教育課程との関係も深いことから、学校との連携のもとでの実施は高い効果が期待される。

こうした機能を果たすために、次のような形態のサービスを実践することが 必要と考える。

- (ア)情報活用講座の実施
- (イ) パスファインダー★注) 7の作成と配布(発信)

(ア)は、子どもを対象にすることにはなるが、小学生ならびに中学生への直接指導は、主として区市町村立図書館の役割と考えられることから、都立図書館としては、高校生をターゲットにしていくことになる。学校など子どもに身近な場に出かけて、この講座を行い、情報活用の技能を広めていくことが望まれる。そしてその成果は、ノウハウの提供等により区市町村立図書館を通じて、小中学生にも還元されるべきである。

(イ)は、テーマごとにパスファインダーを多数用意し、配布したり、インターネット上に発信したりする。この活動を実践し、その効果を高めるためには、学校ならびに教員と連携し、重要なテーマを認識するとともに、有用な情報源の選択をしなくてはならない。

イ 新しいサービスの企画とその実験的試行

今日、公立図書館は、資料を提供する場であるとともに、情報入手の入口となることが期待されている。読書活動推進と、こうした期待とを重ね合わせるならば、「読書の普及」を「貸出冊数を増やすこと」ととらえるのではなく、「図書館を利用した情報活用を伸ばすこと」ととらえることができる。したがって、これから先、新たに企画する都立図書館としての読書活動推進のためのサービスも、レファレンスサービスの技術の蓄積に根ざしたものを企画することが優先される。

前項で提示した活用講座は、子どもに対する内容である。しかし、今後は、そうした内容に基づいて、学校教員に対する働きかけを行うことも、視野に収めるべきである。すなわち、学校において、教員が児童・生徒に情報活用上の指導を行う場合に必要なノウハウや資料を提供する。こうした取り組みに関しては、これまでの実績をさらに洗練させ、モデル学校などを指定しながら、実験的に試行していくことが効果的である。また、パスファインダーを用いた教育課程や授業計画の支援方策について企画し、学校との連携協力のもとで実証的にその効果を明らかにしていくことが必要である。

- 2 都内図書館の振興と援助
- (1) 人材育成
- ア 研修事業の実施

都立図書館の基本的な役割の一つに、都内公立図書館を積極的に支援し、それによって、東京都の図書館利用者に対して間接的にサービスを行うことがある。言い換えれば、「図書館の図書館」として機能し、区市町村立図書館が個別には実施することが困難な活動を行うことでもある。そうした活動の代表が、人材育成であり、読書活動推進に関係する担当職員に対する研修事業を強化する必要がある。

研修は、講義形式と演習形式で行うことが、現時点では基本になる。また、 将来的には、インターネットを活用した「遠隔研修 (e-learning)」の可能性 も模索すべきである。さらに、研修を効果的なものにするには、その対象者(受講者)の能力水準が一定であることが必要であり、研修プログラムを企画する 一方で、区市町村立図書館に対しても「自助努力」を求め、一定水準以上の能力を持つ担当者を研修に参加させるよう働きかけることも、事業振興上重要に なることを忘れてはならない。

研修の対象は、大きく下記の二つに分かれる。

- (ア)読書活動推進担当職員
- (イ) ボランティア養成担当職員
- (ア)は、自らが読書活動の推進に関係する業務に携わり、各種の企画を行うことが職務の一部になっている職員である。とりわけ、児童サービス担当者、レファレンスサービス担当者に対しては、「読書」にかかわる様々な能力向上の機会を提供することが必要である。
- (イ)は、「読書」にかかわる技能を持つボランティアを養成することに携わっている職員である。今後、子どもの読書活動を広く市民の参加によって支えていくためには、区市町村立図書館において、読書活動にかかわるボランティアを養成することが、ますます重要になるものと考えられる。また、ボランティア養成に従事する担当職員を図書館に配置することが増えるものと予想さ

れる。都立図書館では、こうした状況に対応して、ボランティアの養成担当職員に対する研修事業を実施することが求められる。

イ 調整仲介機能の充実

都立図書館は、図書館サービスに関係する人材の育成に関して、調整仲介機能を充実させなくてはならない。これにはまず、関連する各種の情報のデータベース化を図ることが重要であり、下記のような情報が含まれる。

- (ア) ボランティアに関する情報:募集情報、育成機会などの情報
- (イ)研修に関する情報:研修講師、研修機会、研修教材、研修方法などに 関する情報

また、区市町村立図書館からの依頼に応じて、研修の企画立案の際にコーディネーター役をはたし、都立図書館の職員を講師として派遣できるように、講師の育成を図ることや、都立図書館職員以外にも、広く人材を求め、講師派遣の仲介的業務を行うことも重要になる。

(2) 広報啓発事業の拡充

ア 読書活動推進に向けた広報啓発事業の対象

子どもの読書活動の推進に向けて、広報啓発事業を行う場合には、下記の対象を意識する必要がある。

- (ア) 子ども
- (イ) 保護者
- (ウ)教育関係者
- (工)都民一般

(ア)は、読書の主体となる子どもに向けての広報啓発事業であり、読書活動が開始されたり、活発になることを目指す事業となる。(イ)は、家庭において、子どもを支える保護者に対する広報啓発事業である。これは、家庭における読書環境を整えることの重要性を知らせるとともに、保護者自身が読書に積極的になることにより、子ども対して直接の働きかけを行わずとも読書の大切さを感知させるという効果をもねらいとしたものである。都立図書館では、学校や福祉などの広域的団体を通じて啓発事業を行うことが考えられる。(ウ)は、多くの子どもが、学校の児童・生徒であることから、教育関係者に対し実施する広報啓発事業である。これは、後述する学校ならびに学校図書館との連携のもとで実施されることが望ましい。(エ)は、子どもを見守る地域住民に対しての広報啓発事業である。「読書」の本来的な意義を、広く都民に周知し、子どもの読書活動の重要性に対する認識を高めていくことをねらいとするものである。

イ 読書活動を推進させる広報啓発事業の実施

具体的な広報啓発事業としては、下記の三つを取り上げることが有効である。

- (ア)情報提供活動
- (イ) キャンペーン活動

(ウ) イベント活動

(ア)としては、パスファインダーや各種の読書活動用の文献リストを作成して配布することや、インターネット上で資料や情報源を案内する方法が考えられる。また、前述した読書研究センターの成果に基づいて、東京都の読書の現状についての情報を提供していくことも必要である。(イ)としては、区市町村立図書館に対して、様々なノウハウを伝達する機会を設けたり、展示用資料のセット貸出をしたりするなどの方法がある。(ウ)は、展示会や講演会などの集会活動に加えて、シンポジウムやワークショップなど研究活動を実施することも考えられる。

- 3 関係団体との連携協力事業
- (1) 学校・学校図書館への直接的支援

都立図書館は、学校ならびに学校図書館と、次のような多方面にわたる連携協力を行う必要がある。

- (ア) 人的支援
- (イ) 経営的支援
- (ウ) 広報啓発活動支援
- (工) 情報提供支援

- (ア)では、司書教諭や学校司書の能力向上をねらいとした研修活動を支援 する。とりわけ、講師の派遣に関する調整仲介機能を持つことが重要である。
- (イ)としては、学校図書館の経営ならびにサービス活動に関する支援を行う。とりわけ、学校からの求めに応じて、個別に相談を受けることができる体制を整えておくことが重要で、様々なノウハウの伝達が基礎になる。ただし、館種の違いを十分に考慮し、学校教育の機関である学校図書館の特性について熟知した担当者を、都立図書館で養成しておかなくてはならない。
- (ウ)は、広報啓発活動を連携協力のもとで実施することが重要であることを意味している。例えば、学校との共同での資料フェアの実施、各種の図書リストの作成、情報探索の基本ツールを開発することなどに、大きな効果が期待される。
- (エ)は、都立図書館としては通常業務の一環として位置付けることもできるが、学校あるいは学校図書館から寄せられた質問に回答するなどの連携協力を行うことは、とりわけ重要である。また、各学校における教育課程を確認し、その固有のニーズに基づくパスファインダーを作成して提供することも必要である。

(2) 区市町村立図書館を通しての学校・学校図書館支援

学校及び学校図書館に対する支援は、都立学校の場合には、都立図書館が直接対応することが望ましいが、小学校や中学校などの場合には、基本的には区市町村立図書館が対応することで、地域に根ざした永続性のある支援が期待できる。都立図書館は、区市町村立図書館との連携協力を通じて、学校及び学校図書館に対する支援を行っていく。例えば、ボランティア情報や研修情報、読書活動推進に関係する事例などをとりまとめ、区市町村立図書館に提供していくことが都立図書館の役割である。また、区市町村立図書館と都立図書館の役割の違いを明確にし、両者の機能上の相違を学校関係者に伝えることが必要である。

(3) 他機関・諸団体との連携協力事業

都立図書館は、東京都の関連諸機関、読書活動を推進することに関係し、関心を寄せている諸団体と連携協力することが必要である。こうした団体には、下記のような種類の団体が考えられる。これらの中には、(ア)から(エ)のように、これまで都立図書館と連携協力を行なってこなかったものが含まれているが、行為としての「読書」を推進していくためには、今後関係を密にしていくことが望ましい。

- (ア) 保健関連施設 (療育医療センター、小児病院)
- (イ) 福祉関連施設(東京都児童会館、児童相談センター)
- (ウ)養護施設
- (工) 自立支援施設
- (オ) ボランティア団体
- (力) 読書推進団体
- (キ) 出版・販売等事業者

都立図書館は、こうした団体と連携協力について話し合う機会を持ち、共催 事業などの可能性を検討するべきである。また、こうした団体相互を取り結ぶ 役割を果たし、情報交換の場を設けるとともに、複数の団体が協力して、読書 活動推進に向けた取り組みが円滑にできるような組織作りをしていくことが必 要である。

- 1 「本の死ぬところ暴力が生まれる」バリー・サンダース著 杉本卓訳 新曜社 1998年刊など
- 2 読み聞かせ、ストーリーテリング: 読み聞かせとは声を出して本を子どもに 読んでやることを言う。ストーリーテリングはお話を語ることを言い、昔話や 短編を語ることが多い。図書館では日常のサービスとしてひとり一人の子ども の要求に応え絵本を読み聞かせしたり、おはなし会のような行事の中で読み聞 かせやストーリーテリングを行っている。
- 3 ブックトーク:口頭で本の紹介を行うこと。おはなし会のように時間を決めて特定のテーマに沿った本を数冊選び紹介していく方法を指すことが多い。
- 4 レファレンス資料:事典や年鑑、図鑑、辞書、年表など調べものに使う際に便利なように編集されている資料。近年は CD-ROM やインターネット上の情報なども含まれる。
- 5 点字資料、大活字資料、録音資料:点字資料は厚地の上質紙に打たれた点字によって表現されたもの。大活字資料は、弱視者用にあらかじめ活字の大きさ、行間、コントラストなどを考慮して作られた資料。録音資料は一般の図書等を音声化したもので、市販の文芸朗読力セット等は録音資料に含まれない。その利用者の障害の状況によってまたは用途によって使い分けられる。
- 6 布の絵本:絵本と遊具の性質を兼ね備えた手作り図書。厚地の布にアップリケを施し、マジックテープやボタンで着脱が可能になっていたり、紐を結んだり、ジッパーを操作して楽しんだりできるようになっている。視覚障害児、肢体障害児、機能回復訓練に利用されるだけでなく、乳幼児一般も楽しめる。
- 7 パスファインダー: ある特定テーマに関する資料・情報を調べるための探索法を示し、参考資料の一覧などを示した簡易な印刷物。調べ方を簡便に示すことを狙った道案内である。最近はデータベース形態で提供されるものもある。

審議経過

<定例会>

第1回定例会 平成14年4月19日(木)

〇都立図書館の概要説明

○第21期の審議事項について等

第2回定例会 平成14年9月10日(火)

〇「東京都子ども読書活動推進計画」に対する要望について討

議

○協議テーマ「子ども読書活動推進をはかるために都立図書館 は何をすべきか」について委員のレポートに基づいて討議

* 平成14年11月7日生涯学習スポーツ部に「東京都子ども読書活動推進計画策定にあたっての要望事項」を提出

第3回定例会 平成14年12月18日(水)

〇「東京都子ども読書活動推進計画骨子」案について意見を討

○協議テーマについて討議

第4回定例会 平成15年3月18日(火)

〇提言の提出

<作業部会>

議

平成15年1月30日(木)

○提言案について討議

第21期都立図書館協議会委員名簿

(平成14年4月1日から平成16年3月31日)

◎:議長、○:副議長

小 川 幸 子 日野市立図書館長

小 川 俊 彦 NPO「図書館の学校」常務理事

奥 田 孝 之 公募委員

小 田 光 宏 青山学院大学文学部助教授

勝 本 良 子 公募委員

小 峰 紀 雄 (株)小峰書店社長・日本児童図書出版協会会長

佐 藤 徹 東京都立国分寺高等学校長

◎坂 本 光 一 元·東京都教育長

〇田 村 俊 作 慶応義塾大学文学部教授

東 川 志津子 葛飾区立葛飾図書館長

豊 田 恭 子 (株) ゲッティ イメージズ ジャパン リサーチマネー

ジャー

松 村 多美子 椙山女学園大学文化情報学部教授

作業部会委員名簿

〇:部会長

小 川 幸 子 日野市立図書館長

小 田 光 宏 青山学院大学文学部助教授

勝 本 良 子 公募委員

〇田 村 俊 作 慶応義塾大学文学部教授

東 川 志津子 葛飾区立葛飾図書館長